



ご用心!!

災害に便乗した悪質商法

地震・大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています!

悪質商法は、災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分注意して下さい



- 「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」、「保険金が出るようにサポートする」など「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービス利用業者が増えています。その場では契約せずに、家族や消費者センターに相談しましょう。
- 3年前に起きた災害の被災地調査員を名乗り、保険金請求期限が切れるので請求のサポートをされると言われ契約してしまったケースがあります。経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷として申請するなど、うその理由で申請するのは絶対にやめましょう。

不審に思ったときは、警察や消費生活総合センターへすぐに相談を!!

消費者ホットライン ☎188 (いやや)

消費生活総合センター ☎256-0800



高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

☎075(801)1384 FAX075(801)1385

